

市街化調整区域での建築にはご注意を!!

市街化調整区域について、その大切な役割と、**土地利用に関する注意点**をお知らせします。市街化調整区域で、建築行為や開発行為を行う場合は、**事前に、必ず、開発指導課へ相談**してください。

■ 市街化調整区域で注意すること！



注意

- プレハブ建築物、コンテナ倉庫、東屋（あずまや）、屋根付きの駐車場や資材置場などは**建築物**に該当し、建築物の建築が**原則禁止**されています！
- ※ 「基礎を設けていない」、「置いているだけ」でも、**土地に定着したもので、壁か柱があって屋根が取り付けられたものは建築物**です。

【例】



プレハブ



コンテナ



カーポート

■ 市街化調整区域はどんなところ？



- 市街化調整区域は、**市街化を抑制し、豊かな自然環境や農地などを**守る区域です。
- そのため、都市計画法で**土地の形を変えたり、建物を建てたりする開発や建築行為に条件**があります。
- 市街化調整区域かどうかを調べる際には、「G-motty」をご活用ください。👉

地域情報ポータルサイト
「G-motty」



北九州市の市街化調整区域に関する情報は、ホームページに掲載しています。右からアクセスしご確認ください。

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/924_01485.html



<お問い合わせ>

北九州市都市戦略局計画部開発指導課
電話番号：093-582-2644